

令和2年3月定例農業委員会 会議録

令和2年3月11日（水）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について
- ・ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
利用権の設定について（中間管理事業分）
- ・ 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について

4. その他

5. 閉 会

(午前 9時30分開会)

・事務局

皆さん、おはようございます。

本日は3月11日です。あの日から9年という時が流れました。平成23年3月11日午後2時46分、東北地方を中心に未曾有の被害をもたらした東日本大震災の発生から9年を迎えようとしています。

本日の総会に先立ち、この震災により犠牲となられたすべての方々に深く哀悼の意を表しますとともに、謹んでご冥福をお祈りするため、1分間の黙禱をささげたいと存じます。

恐れ入りますが、皆様、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。お直りの上、どうぞご着席をお願いいたします。

これより令和2年3月農業委員会総会を開催させていただきます。

開会にあたり、事務局よりご挨拶申し上げます。

・事務局

皆さん、おはようございます。

年度末が迫りまして、皆様お忙しい中、本日の農業委員会定例会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、世間ではコロナウイルスに席卷されていまして、和歌山県でも14名の方が罹患し、かかっています、うち1人が死亡するといった事態となっております。

本市でも、3月から4月に開催予定でした各種イベントの中止や公共施設等の閉鎖という事態になっておりまして、動向が気になるところで、今後、早期の事態の収束が望まれるところでございます。皆様も予防を徹底され、お体にはお気を付けていただきたいというふうに考えております。

あと、現在、農林振興課では、農業振興策として、高野山麓精進野菜や白ゴマ産地化の取り組みが、少しずつではありますが、マスコミ等を通じて世間に認知されるようになってきております。取り組みはまだまだ序盤というところですが、これからも頑張って推進していきたいと考えております。

果樹の方もふるさと納税のお礼品として、今、非常に人気が高くなっておりまして、参加農家の収入の大きな部分を占めるよう

にもなってきました。皆様の中でも新たな販路を望まれる方につきましては、お声かけいただきましたらご説明もさせていただきますので、ぜひご検討ください。

以上、簡単ですが、開会の挨拶とさせていただきます。

- ・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則の規定により、会長が会議の議長となり会議を掌理するとなっております。

以後、会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

- ・土井会長

それでは、皆さん、おはようございます。

早いもので、年度末の定例の農業委員会ということでございます。

今、事務局から挨拶がありましたが、ご承知のとおり、新型コロナウイルス感染症、いわゆる、今、コロナショックというようなことを言うてますけども、それが拡大をいたしまして、あちこちのイベントの中止あるいは縮小がされてございまして、大変混乱を来しているなという中での本日の開催ということになりました。あまりパニックにならずに、正確な情報を得ながら冷静な対応をとということでお願いをいたしたいと、このように思います。

現在、市の方では、3月定例市議会が開催されてございまして、一般会計の当初予算を見てみますと、人・農地プランの作成やとか高野山麓精進野菜に関する事、それと、白ゴマ産地化に関する事とか、中山間直接支払制度に関する事等々が上程をされてございまして、審議されてございます。

中でも、橋本市空家バンク制度というのが策定されまして、定住者、移住者の促進をするというようなこと、この4月1日よりこの条例が施行されるというようなことから、空き家に付随した農地の取り扱いを農業委員会として別段の面積の設定が必要になってくるということから、急遽、先般、農政委員会が開催されたところでございます。

その中で、併せて、現在の農業人口の減少やとか農家の高齢化、放棄地の拡大等々、農業環境を鑑みまして、農業振興と持続可能な農業構造の実現に向けては新規参入を促進するということが必要であるという観点から、長い間維持されてきました農地法3条

による農地の取得に係る最小限度、いわゆる下限面積の見直しの時期に来ているということもございまして、委員の皆さんと慎重に検討を進めていくということになりましたので、よろしく願いをしておきます。

話は一変しますけども、先日、新聞を見ていました時に、今年の米の食味ランキングが発表されてございまして、これによりますと、全国155銘柄のうち54銘柄が特Aと評価されていまして、新潟魚沼のコシヒカリやとか北海道のななつぼし、佐賀県のさがびより、福井県のいちほまれ等々がございまして、食味を決定するには、品種、産地、栽培方法等々ということで、水稻の品種改良や栽培技術の向上が裏付けされたというようなことになってございまして、高品質化が大変進んでおるという様子がかがえているところでございまして、これが高品質化のものが高価格になっていければなというふうに変期待をするものでございまして。

本日はまた、定例会の後に研修として、大西先生を講師といたしまして、これからの農業行政という講演をいただく予定でございまして、大西先生にはよろしくひとつお願いをしておきます。

それでは、これより定例会議を進めて議題に入ります。座って進めてまいります。

・議 長

事務局から、本日の出席委員について報告を願います。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告申し上げます。

農業委員11名中10名の出席でございまして。なお、議席番号1番吉田耕平委員より欠席届が提出されています。以上です。

・議 長

事務局から報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会会議規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、当職から議事録署名人の選任を行います。橋本市農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名

権の移転です。譲渡人である・・・は農地を相続したが耕作をしておらず今後も予定がないとの理由から、家族でいろいろ耕作子どもたちにも農業を教えたいと考えていた・・・氏と話がまとまり、本申請に至りました。譲受人である・・・の耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・aで、旧山田村の下限面積40aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等について、影響はありません。譲受人はトラクター、耕運機等を所有しており、農業従事者は4名と伺っております。

続きまして、整理番号4番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市妻大林・・・、・・・、・・・です。登記地目は田、現況は畑です。本申請は売買契約による所有権の移転です。譲渡人である・・・はこれまで耕作してもらっていたが耕作できなくなったとの理由から、居住地付近で農地を探していた・・・と話がまとまり、本申請に至りました。譲受人である・・・の耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・aで、旧橋本町の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等について、影響はありません。譲受人はトラクター、耕運機等を所有しており、農業従事者は4名とのことです。

続きまして、次のページに移っていただきたいと思います。

続きまして、整理番号5番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市学文路字西小平・・・。登記地目は田、現況は畑です。本申請は売買契約による所有権の移転となっております。譲渡人である・・・は高齢のため耕作できないとの理由から、これまで賃借関係にあったが所有権を得たいと考えていた・・・と話がまとまり、本申請に至りました。譲受人である・・・の耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・aで、旧学文路村の下限面積40aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等について、影響はありません。譲受人は耕運機、田植え機等を所有しており、農業従事者は4名となっております。

続きまして、整理番号6番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市清水字石井・・・です。登記地目は田、現況は畑です。本申請は売買契約による所有権の移転となっております。譲渡人である・・・は居住地から遠く管理に困っていたとの理由から、経営面積の拡充を考えていた・・・との話がまとまり、この申請に至りました。譲受人である・・・の耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・aで、旧学文路村の下限面積40aをクリアします。周辺農地への被害防除措置等について、

影響はありません。譲受人は軽トラック、噴霧器等を所有しており、農業従事者は1名と伺っております。

続きまして、整理番号7番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市市脇字西寺田・・・及び・・・です。登記地目は田、現況地目は果樹園です。本申請は売買契約による所有権の移転です。譲渡人である・・・氏は農地の維持管理に困っていたとの理由から、経営面積の拡充を考えていた・・・氏と話がまとまり、本申請に至りました。譲受人である・・・の耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・aで、旧橋本町の下限面積30aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等について、影響はありません。譲受人は軽トラック、噴霧器等を所有しており、農業従事者は2名と伺っております。

続きまして、整理番号8番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市慶賀野字慶賀野臺・・・及び・・・です。登記地目は田、現況地目は果樹園となっております。譲渡人である・・・氏は高齢のため耕作面積の縮小を考えていたとの理由から、農業にチャレンジしたいと考えていた・・・と話がまとまり、本申請に至りました。譲受人である・・・の耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・aで、旧紀見村の下限面積20aをクリアしております。周辺農地への被害防除措置等について、影響はありません。譲受人は軽トラック、耕運機等を所有しており、農業従事者は2名と伺っております。

続きまして、整理番号9番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市高野口町伏原字越ヶ坪・・・及び高野口町伏原の・・・です。登記地目は畑、現況地目は休耕地となっております。本申請は売買契約による所有権の移転です。譲渡人である・・・は高齢のため耕作できないとの理由から、親族であり引き続き耕作したいと考えていた・・・氏と話がまとまり、本申請に至りました。譲受人である・・・氏の耕作面積は、取得しようとする農地と合わせて合計・・・aで、旧応其村の下限面積20aをクリアします。周辺農地への被害防除措置等について、影響はありません。譲受人は軽トラック、草刈り機ですね、刈り払い機等を所有しており、農業従事者は2名であると伺っております。

以上について、許可基準に照らし審査いたしました結果、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから順次、追加説明をお願いします。

・岡本委員

岡本です。1番と2番につきましては、1番は相続してから一度も作らずに、親類の人に作ってもらっておったんですけど、作れないと。2番につきましては、隅田で農業しておるようですが、作れないということで近くの人に作ってもらっておったんですが、両方とももう作れないと、こういうことになりまして・・・さんとこへ売ると、こういうことなんですけれども、何しろ和泉でおられますので遠いもんですから、ちょっと心配になりましたので、・・・さんと電話でお話しただけなんですけれども、どんなぐあいですかと聞いてみたら、息子もおるんで、わしも年行つとるけども一緒にやっていると、こういうことですので、やってもらう以外にないんかなと、こういうぐあいになっています。

それから、次のページの3番でございますが、・・・さんも、この方も親から相続したわけなんです、一度も耕作せずに近くの人に作ってもらつとるわけなんです、もう整理したいと、こういうことで、・・・さんは、この人とはあんまり知らんようですが、この人のお母さんがよく昔から会つとって知つとるようですので、それやったら農業をしようかということになりまして、話になったわけなんです、今耕作している所につきましても、・・・さんの方できちっと継続したいとはさして、できない所は私がやりますということですのでございまして、この・・・さんは今、大学の教員をしておるもんですから、考古学とか言っていましたので、将来いろいろと、そういう面からも子どもに農業を教えるというようなことも考えてしはると。

それから、兄弟が男の子2人おりまして、高野口で自営業をやっておると、こういうことですのでございまして、できない時は一緒に手伝ってやりますと、こういう決意でございますので、機械も揃っておりますものですから、やってみて、きちっとやってもらえればありがたいもんだと、このように考えます。以上です。

・議 長

そうしたら、5番。

・ 廣田委員

5番、6番の案件を説明させていただきます。

5番の案件ですが、事務局から書類をもろた時に、売られる方、・・・さんが86歳で、譲り受ける・・・さんが92歳。90になって何で土地買うんかいなと思うて、代理人を通じまして現地を見たところ、・・・さんの所まで軽トラが入る道がありまして、その奥に・・・さんの道があって、現在、・・・さんは・・・さんの八朔畑を作っておるんですが、お互いに年行ったんで、売られてしもうたら・・・さんそこへ行く道がなくなるんで、今回取得したということでした。

6番の案件ですが、これは事務局の説明のとおりで、現地の調査については萱野さんから説明させていただきます。よろしく願います。

・ 萱野推進委員

適正化委員の萱野です。譲渡人の・・・さんは、昔と言ったらおかしいですけども、清水で生活しておったんですけども、もう転出してからかなり時間もたっておりまして、譲受人の・・・さんはこの今購入する土地の管理をずっとやられておったようです。

そういう関係で、もう年も行っとるしということで、ほとんど清水へは帰ってこないということもありまして、・・・さんそこへ譲渡するということになったようです。きれいに整地やって管理されておりまして、何も問題ないと思います。以上です。

・ 議 長

7番。

・ 木下委員

4番と7番の案件を説明させていただきます。

4番ですが、・・・さんと話しましたら、もうここは全然作ってなくて、近所の人が好意で作っていたということで、・・・さんの家の近所ですので、この話を受けて売ることになりました。

7番なんですけど、・・・さんもまだ53と若く、この農地でブドウを作りたいということで、もう棚の工事もちょっと始まっているような現状であります。・・・さんに関しましては、もう農地をちょっと整理したかったので、・・・さんに買ってくれへんかとい

うことで今回の話になったそうです。以上です。

・議 長

8番は私の担当ですけども、一緒に向井推進委員さんが行って
くれてありますので、向井さんの方から報告を願います。

・向井推進委員

向井です。8番につきましては、理由は事務局のとおりで
す。・・・さんにつきましては光陽台で住まわれているんですけど
も、会社経営ということでちょっと私もびっくりしたんですけど
も、女性の方でした。その時にこの農業従事者の方も一緒に来
られていまして、この土地をどうするんですかということ聞き
ましたら、果樹、ほんで畑を作りたいということでした。

以上でございます。問題ないと思います。

・議 長

9番。

・林委員

8番の林です。これは去年の農業委員会で、・・・さんの家がも
う長男が亡くなって、いろいろと整理していかんなん。まだ農地
残ったのが、・・・さんが嫁に行ったとこで、長女が相続して、
それももう高齢で、今、事務局から説明あったとおりなんですが、
親戚の・・・さんが、・・・ですか、近くで、これも一応耕作する
ということです。・・・は交差点のちょうど横で、大井さんが奥で
農地を持っているので、入り口で てもしたい
ということで、親戚同士でお願いしますので、何も問題ないと思
います。以上です。

・議 長

それでは、これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願
います。

・木下委員

2番木下です。2点質問があります。1番と2番の案件に関し
てですが、・・・さんが和泉市から通ってやるというふうな話なん
ですが、それにしてもちょっと面積が広過ぎるのではないかと思

うんです。

それと、あと1つ、ちょっと地元の人から話聞いたんですが、・・・が買った農地を地元の土建屋が買うという話をちらっと耳にしてたんですが、今回はこの・・・さんという方が買うというようになっているんですが、それはもう、がせネタやったんかどうか。

それともう1つ、6番の案件なんですが、交差点のところは立て看板立ててあるんですけど、それが農地として判断してるんですか。普通ああいうのって雑種地じゃないんですか、そもそも。そこをちょっと回答をお願いいたします。

・ 議 長

事務局、わかったら。

・ 事務局

まず、1番の案件についてなんですけど、今、木下委員の方から説明のあった・・・氏と・・・さんの申請についてなんですけども、こちら申請書類の方には、経験者の指導を受けると、そして、家族以外、必要に応じて臨時手伝っていただく人は用意するという事で申請書の方に記載があり、その旨を伝えた上で委員さんの方にも確認に行っていたいでいますので、なので、そういった、本人ができないときにはご家族さんもしくは地元で手伝ってくれる方がいるというふうにお伺いしていますので、そういったところから判断、ご審議いただいたと思います。

続きまして、2番の案件についてなんですけれども。

・ 事務局

2つ目の地元の土建屋さんのお話については、実はこの土地についてはこの申請の前に、問い合わせの話ですが、5条申請をという話でお問い合わせがあったんですが、農振農用地に当たるため、それはだめですよということで答えた事実は残っております。

あと、6番の案件、立て看板の話につきましては、これは農地法の話になってくるんですけども、農地法で見る農地とは、地目にかかわらず現況主義をとっております。しかしながら、地目が農地である所も農地法の適用を受けることもありますので、今回、立て看板が立っているから農地ではないのではないですかという問いには、いいえ、地目が農地である以上、農地法の適用が

かかりますので、本申請に至ったということでございます。

・ 廣田委員

追加で。今の6番、看板の件ですが、建築基準法に準じた看板の立っておる所は、検討する、農地法においてですよ、ありますが、建築基準法に該さない看板、というのは何かというたら、立て看板で、地中は別としても、すぐに看板を取り外せる看板については看板でないというようなことになっておると思いますので、それで該当されると思います。

・ 議 長

それで農地で行くと、こういうことやな。

・ 廣田委員

農地で行くということです。以上です。

・ 議 長

はい。

・ 岡本委員

木下さんから質問ありました件で、ちょっと補足させていただきたいんですけども、1番、2番につきましては、地元にもう誰も耕作するという人がおりませんし、借り手もおらんというようなところでございますので、やむを得んのかなと、こういう判断でございます。

・ 議 長

ほかにありませんか。どうぞ。

・ 松岡推進委員

立て看板なんですけども、それは登記されたあるの、されてないの。そこまで確認したん。

・ 事務局

申請のありました清水・・・の土地の登記簿なんですけれども、そういった登記はされておられません。

- ・ 議 長
ほかにないですか。
- ・ 松岡推進委員
8番なんですけども、この・・・さんというのは・・・の関係者？
- ・ 議 長
違うと思う。全然知らん。それは聞いてはない。どこの会社かというのは聞いてないけど。
ほで、この・・・さんというのはこの・・・さんという人と昔からの知り合いで、・・・さんが農業してるところをちょこちょここれ手伝うとったらしいわ。ほで、そういう関係で、もう既にミカン植えてあんのよ。ほで、結局、あとミカン植えてあるところは果樹で、ほして、ほかのところは野菜作るということで。ほいで、既にもう臨時雇いの人を決めてあるみたいで、その人も既にもうここへ、この間、・・・さんで行った時はもうその人来とって、わし、ここで臨時雇いしてもろてやらしてもらうんど、意欲満々の人です。
- ・ 松岡推進委員
それやったらええんでけども、いや、・・・の関係者やったら、まずはこの周辺、地籍終わったたらええけども、終わってなかつたら、まずは何年たつたって何十年たつたって判くれんから。
- ・ 議 長
地籍終わったあるやろ、これは、慶賀野は。終わったあるな。
- ・ 松岡推進委員
それやったら、まあ安心です。
- ・ 議 長
ほかに。
-
- ・ 議 長

それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を
採決いたします。

本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに決定をいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を
議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1ページをご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋本市野字上之島・・・、位置は伊都振興局より西に約・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目は畑、現況は雑種地です。転用事業者である借り人は隣接する土地で自動車の整備工場を営んでおり、自動車を駐車するスペースが必要になってきたことから、農地の所有者である貸し人と交渉した結果、話がまとまり、駐車場として利用してきました。2人は農地法を理解していなかったことから駐車場を既に整備済みであり、このことについて橋本市農業委員会より厳重注意の上、追認許可申請に至りました。申請地は14台分の駐車場となります。汚水及び雑排水は発生しません。雨水については申請地南側の側溝へ放流するというふうな計画になっております。このことにつきましては、地元区長さんの同意書が添付されております。隣接する農地も1筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断しました。事業に要する経費につきましては、既に整備済みのため発生いたしません。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5-2ページをご覧ください。申請地は橋本市胡麻生字中ノ町・・・、・・・、位置は市立紀見保育園より南西に約・・・mに位置する第3種農地です。登記簿地目及び現況は田となって

おります。譲受人は市内で不動産販売の経営を行っている法人です。橋本市で分譲住宅の適地を探していたところ、農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、木造2階建ての分譲住宅10戸を建築いたします。排水について、汚水及び雑排水については各戸から浄化槽を経て申請地西側の道路側溝へ排水します。雨水については申請地内に新設する側溝を経て、同じく申請地西側の道路側溝へ放流する計画となっております。このことについて、地元水利組合の同意書が添付されております。隣接する農地は7筆ありますが、すべて所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されております。

続きまして、整理番号3番の案件についてご説明申し上げます。位置図5-3ページをご覧ください。申請地は橋本市胡麻生字大垣内・・・、位置は市立紀見保育園より南に約・・・mに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は田です。転用事業者は大阪府に在住の個人で、農地の所有者である貸し人は妻の母というふうにお伺いしております。貸し人は高齢により農地の維持管理が困難となっていたため、土地の有効活用を考えた時に太陽光発電の適地を探していた借り人と話がまとまり、本申請に及びました。譲受人である・・・さんは、先月の申請でもありましたとおり、太陽光発電エネルギーを進めている・・・にお勤めしております。そして、今回につきましても、・・・さんが水利組合さんから同意を得て太陽光発電施設を設置し、それを・・・さんが賃貸契約で借りるというふうな契約内容となっております。整備は・・・がして、太陽光発電の運営を・・・さんが行うというよう内容となっておりますので、ご承知いただきたいと思っております。計画によりますと、太陽光パネル120枚、パワーコンディショナー3台、発電出力29.7kWの太陽光発電施設を整備します。排水について、汚水及び雑排水については発生いたしません。雨水については自然浸透とし、浸透し切れない部分については申請地北側の既設水路へ放流します。このことについて、・・・さんの方が水利組合さんの方に事業の説明を行い、同意書をいただいております。隣接する農地はこちらも7筆ありますが、地元説明を行い、隣接の方には個別訪問にて意見を聴取したとする報告書が添付されております。現地調査を行ったところ、転用による周辺農

地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費につきましては、・・・万円と見積もられ、・・・が太陽光施設を設置し、その施設を・・・さんが賃借し、売電収入の中から賃借料を支払うという契約になっております。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・ 佐藤推進委員

推進委員の佐藤です。1番の案件は事務局の言うとおりの問題なしとします。

・ 議 長

次は2やな。

・ 田中（里）委員

6番田中です。事務局の説明どおり問題ないと思います。水利組合、隣接所有者の同意書もきちんと添付されています。

なお、工事の時は、周辺の道路が狭いので車の出入りには十分気を付けてもらうように伝えておきました。

次、3番説明します。先月もあつたんですが、今回は先月同様に2019年12月に住民説明会を実施しています。隣接農地所有者の方には個別訪問され、その結果、説明の上承諾、特に意見なしと書かれています。もし次回があるならば、今回は住民説明会の報告書添付できましたが、隣接の同意書はきちんともらってもらうように伝えておきました。以上です。

・ 議 長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。

.....

・議 長

質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は原案のとおり進達することに決定いたします。

次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

事務局からご説明申し上げます。それでは、議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定についてご説明いたします。議案書、基-1ページ及び基-2ページ、位置図、基-1ページをご覧ください。今回は新規が2件、継続、再設定の方が7件、合計9件の申請となっております。

代表して、整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は・・・、そして、利用権の設定をする者は・・・氏。利用権を設定する土地は橋本市隅田町下兵庫字中山……。現況地目は田で、面積は・・・㎡です。利用権の種類は使用貸借で、普通畑として野菜を中心に耕作いたします。利用権の期間は5年となっております。利用権の設定を受ける者の耕作面積は約・・・a、継続の設定となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は新規および継続、再設定全部で25筆、合計・・・㎡となっております。

以上の集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんの中で追加説明のある人、これは説明しとかんなんという人があればお願いします。

ないですか。

.....

・議 長
橋本進さんというのはこれ自然農法やってる人なんやな。

・事務局
はい。

・議 長
一杯あるけど、これみんな継続か。

・事務局
そうです。橋本さんの場合は継続です。

・議 長
はい。ほかにありませんか。

.....

・議 長

それでは、質疑に移ります。質疑のある方。

.....

・議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利
用権の設定について を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認すること

に決定いたします。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を議題といたします。事務局に提案理由の説明を求めます。

・事務局

それでは、議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）をご説明申し上げます。議案書、中-1ページ、位置図の中-1をご覧ください。

それでは、整理番号1番の案件を読み上げます。利用権の設定を受ける者は、和歌山県の農地中間管理機構である公益財団法人和歌山県農業公社、利用権の設定をする者は……。利用権を設定する土地は橋本市学文路字下土居……。現況地目は畑で、面積は……。㎡のうち……。㎡と伺っております。利用権の種類は使用貸借で、果樹園として利用します。利用権の期間は5年となっております。

なお、今回、利用権を設定する土地は全部で2筆、合計……。㎡となっております。県農業公社が今回の利用権設定により農地中間管理権を取得し、今後、耕作を希望する担い手に転貸することになります。以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・議長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明があればお願いします。

・廣田委員

1番の案件ですが、……。のうち何で……。よと思われてる方もおるとおもいますので、説明させてもらいますが、最近、オレオレ詐欺がはやりまして、……。さんに連絡するのを時間差で3回ほど電話しましたんですが、電話番号の知らない人とはお話しできませんというので、家へ行きましても留守やったんで、近所の人に何だと聞いたら、……。㎡もありますので園内道路が入っております、一遍にこんかいも借ってくれる人おれへんで、とりあえず園内道路のある所までを今回貸したということでございました。以上です。

- ・ 議 長
それでは、質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。
ありませんか。

・・・・・・・・

- ・ 議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による利用権の設定について（中間管理事業分）を採決いたします。
本件を承認することにご異議ございませんか。

（委員より「異議なし」の声あり）

- ・ 議 長
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり承認することに決定します。
次に、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局に報告を願います。

- ・ 事務局
それでは、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による解約の通知書の受理についてご説明させていただきます。
整理番号1番の案件について説明いたします。今回の報告につきましては全部で3件。代表して1番を読み上げさせていただきたいと思います。賃貸人は・・・、そして、賃借人は・・・。戦前からの小作契約で、令和2年1月26日付で合意解約が成立した旨の報告がありましたので、報告させていただきます。
ほかの2件につきましても同じように、合意解約に至ったとの報告を受理いたしておりますので、よろしく願いいたします。
以上、ご報告申し上げます。

- ・ 議 長
それでは、報告のとおりでございますので、よろしく願いします。
それでは、次に、その他に移ります。委員の皆さんから何かご意見、ご質問ありませんか。

・岡本委員

ちょっとお聞きしたいんですけども、私とこの近くで、ハウス建てて無農薬の栽培方法を説明しますということで、料金取って近々あるようなんですが、こういうのは農振の方か農業委員会は全然関係なしで自由にやっていったらいいのか。お金取ってやるとかいうことです。

・池田会長職務代理

高野精進野菜の横に載とった・・・さんの件？

・岡本委員

やるのが・・・さんのようです、先ほど出てきました。

・議 長

講師先生わな。この人やな。知らん？

・事務局

事務局の方には直接の話は来てないんです。ただ、いわゆる市民農園、それが公設の市民農園と民間の方が行う施設農園、いろいろちょっと取り決めがあるはずですので、ちょっとお時間頂戴したいのですが、事務局の方で精査したいと思います。

・議 長

それは農業振興課の方やな。

・事務局

まあ同じか。

・議 長

いや、あんたは事務局や。農業委員会やかい。

・事務局

課でいうと農林振興課の方で管轄になりますので、まず、その就農支援係の方で確認したいと思います。

・議 長

そうやな、そこやろな。そこらで一遍聞いたって。
ほかに、その他、別に皆さん、ありませんか。

.....

・議 長

それでは、以上で本農業委員会総会に付議された案件はすべて
終了いたしました。

これにて令和2年3月農業委員会総会を閉会いたします。

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年3月11日

会 長 土井 清美 ⑩

4 番 大西 敏夫 ⑩

5 番 廣田 征男 ⑩